

●香川県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により平成19年香川県告示第105号で指定した次の土砂災害警戒区域について、当該指定を解除する。

平成25年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
東かがわ市水主	宮内（Ⅱ-1025）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	西内（Ⅱ-1026）	〃	〃
〃	国安（Ⅱ-1031）	〃	〃
〃	水主第1（Ⅲ-2914）	〃	〃
〃	国安川（8-30-I）	土石流	〃
〃	国安南川（8-31-I）	〃	〃
〃	盛重川（8-35-I）	〃	〃
〃	額川（8-38-I）	〃	〃
〃	森の奥川（8-20-II）	〃	〃
〃	東国安下川（8-21-II）	〃	〃
〃	鍋黒川（8-22-II）	〃	〃
〃	仏坂川（8-23-II）	〃	〃
〃	北池谷川（8-24-II-1）	〃	〃
〃	北池谷川（8-24-II-2）	〃	〃
〃	国安中川（8-25-II）	〃	〃
〃	小谷上川（8-26-II）	〃	〃
〃	小谷川（8-27-II）	〃	〃
〃	梶ヶ谷川（8-28-II）	〃	〃
〃	漆谷川（8-31-II）	〃	〃
〃	棒谷川（8-32-II）	〃	〃
〃	山の神川（8-33-II）	〃	〃
〃	本宮川（8-34-II）	〃	〃
〃	不動川（8-35-II）	〃	〃
〃	釜床川（8-36-II）	〃	〃
〃	水晶滝川（8-37-II）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-1）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-2）	〃	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所及び東かがわ市事業部建設課に備え置いて縦覧に供する。）